

幼児教育の質の向上のための緊急環境整備補助金交付要綱

令和2年(2020年)6月30日

北海道教育委員会教育長決定

令和2年(2020年)8月19日一部改正

令和3年(2021年)3月19日一部改正

令和3年(2021年)6月3日一部改正

令和4年(2022年)3月7日一部改正

令和4年(2022年)5月25日一部改正

令和5年(2023年)9月13日一部改正

(通則)

第1条 教育指導費(幼児教育の質の向上のための緊急環境整備)補助金(以下「補助金」という。)の交付については、文部科学省教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)交付要綱及び同実施要領(平成27年5月21日付け27文科初第324号、文部科学省初等中等教育局長通知)、北海道補助金等交付規則(昭和47年4月1日北海道規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付目的)

第2条 この補助金は、北海道(以下「道」という。)における公立幼稚園又は幼稚園型認定こども園(以下「幼稚園等」という。)において、質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的とする。

(補助事業者)

第3条 この補助金の交付の対象は、市町村とする。

(補助事業)

第4条 補助事業は、文部科学省教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)実施要領(平成27年5月21日初等中等教育局長裁定。)別紙1の2(1)②に基づき市町村が実施する事業とする。ただし、国又は道の他の補助金の交付の対象となる事業については、原則として除くものとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助基準額及び補助率は次のとおりとする。

(1) 補助対象経費

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、市町村が幼稚園等へ配布する保健衛生用品等の一括購入等に要する経費及び幼稚園の設置者による感染防止用の備品等の購入に要する経費、並びに、幼稚園の消毒に必要となる経費。また、幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なかかり増し経費(人件費(ただし、預かり保育を実施したことにかかる経費に限る)、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等)。ただし、前述の経費のうち新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した幼稚園が、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続するために必要となる経費に限る。

(2) 補助基準額

ア 認可定員19人以下の施設

1 施設あたり30万円

イ 認可定員20人以上59人以下の施設

1 施設あたり40万円

ウ 認可定員60人以上の施設

1 施設あたり50万円

(3) 補助率

2分の1以内

(算定方法)

第6条 補助金額は、次により算出した額とする。

- (1) 補助対象経費の実支出額の合計額と、第5条に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に、第5条に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を補助金額とする。
- (2) 算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助事業者の責務)

第7条 補助事業を行う補助事業者は幼児教育の公共性を強く認識し、幼稚園等の経営の適正化及び合理的運営を期するとともに、補助の対象となった備品等の適切な使用及び管理を行わなければならない。

(執行保留)

第8条 北海道教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、補助事業者が第2条に規定する交付目的に適合しないと認められる場合は、この補助金の執行を保留することができる。

(交付の条件)

第9条 補助事業者に対して交付の決定をする場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）」第1号様式に定める交付の条件のほか、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業の内容を変更するときは、教育長又は教育局長の承認を受けなければならない。ただし、当該変更に伴う補助対象経費の増減の額が当該経費の10分の2に満たないときは、この限りではない。
- (2) 補助事業者が、次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
 - ア この補助金を他の用途に使用したとき。
 - イ 補助事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件その他法令又はこれに基づく教育長の処分若しくは指示に違反したとき。
 - ウ 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
 - エ その他教育条件又は管理運営並びに補助事業の実施に適正を欠く場合
- (3) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用が増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めている耐用年数を経過するまで、補助金の交付の目的以外のために使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、取壊し又は廃棄しようとするときは、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助対象経費が重複する他の補助金等の交付を受けてはならない。

(交付申請)

第10条 この補助金の交付の申請は、交付規則第3条の規定に基づき行う告示に定めるところにより、補助金等交付申請書（教育第1号様式（平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号に定める様式をいう。以下「教育第〇号様式」について同じ。））に、次の各号に掲げる書類を添付の上、別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（教育第2号様式）
- (2) 補助金等交付申請額算出調書（教育第10号様式）
- (3) 補助金等交付申請額内訳書（教育第58号様式）
- (4) 経費の配分調書（教育第14号様式）
- (5) 事業予算書（教育第16号様式）

(交付決定内容等の変更等)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容の変更について、教育長の承認を受けようとするときは、補助事業等変更申請書（教育第17号様式）に前条各号に掲げる書類を添付して教育長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止について、教育長の承認を受けようとするときは、補助事業等中止（廃止）承認申請書（教育第19号様式）を教育長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業執行遅延（不能）報告書（教育第20号様式）を教育長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業等実績報告書（教育第24号様式）に次の各号に掲げる書類を添付の上、教育長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（教育第2号様式）

(2) 補助金等精算書（教育第25号様式）

(3) 補助金等精算内訳書（教育第58号様式）

(4) 事業精算書（教育第27号様式）

附 則

(施行期日) (令和2年6月30日教育長決定)

この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年2月27日から適用する。
ただし、第6条(2)については、令和2年1月16日から適用する。

附 則 (令和2年8月19日一部改正)

(施行期日)

この要綱は、令和2年8月19日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年3月19日一部改正)

(施行期日)

この要綱は、令和3年3月19日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

附 則 (令和3年6月3日一部改正)

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月3日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年3月7日一部改正)

(施行期日)

この要綱は、令和4年3月7日から施行し、令和3年12月1日から適用する。

附 則 (令和4年5月25日一部改正)

(施行期日)

この要綱は、令和4年5月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年9月13日一部改正)

(施行期日)

この要綱は、令和5年9月13日から施行し、令和5年4月1日から適用する。